

## パートナーシップ宣誓制度に関するQ & A

### Q 1 法律婚との違いは？

A 1 法律に基づく婚姻では、相続等の財産上の権利や税の控除、扶養の義務など様々な権利や義務が発生します。一方、この宣誓制度は市の内部規定である要綱による制度であることから、宣誓によって新たな権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。この宣誓制度で最も大切なことは制度を必要としている方々の想いをまず受け止めることであり、その方々が自らの存在を公に肯定的に捉えられる、存在を認められるという喜びだと考えています。

### Q 2 この制度を志布志市が開始する意図・必要性は？

A 2 志布志市は令和5年4月1日から、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現を目指す「ひとがともに輝くまちづくり条例」を施行しました。この条例は全ての人々が性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮して自分らしく、幸せに生きることができる社会の実現を目的としており、全ての人々が個人として能力を発揮する機会が確保され、自らの意思及び責任により多様な生き方を選択できることと、全ての人々が性的指向、性自認及び性表現による差別的取扱いを受けないことを基本理念に明確に掲げています。

この制度はこういった社会の実現を目指すための施策の一つであり、日常生活において困難を抱える方の生きづらさを少しでも解消したいと考えています

### Q 3 この制度の政策的な位置づけは？

A 3 令和4年3月に策定された第2次志布志市総合振興計画後期基本計画の中で、全ての人々が尊重され、市民が輝くまちという個別目標を掲げ、「性の多様性」に関する理解の促進が明記されています。また、第4次ひとがともに輝くまちづくりプランには、性別にかかわらず平等な社会参画、グローバルな目線でのジェンダー平等、人権啓発活動における性的マイノリティへの理解の促進と支援を位置付けており、こうした方針に沿って、性の多様性を尊重する方策の一つとして取り組むものです。

### Q 4 伝統的な家族関係が壊れることに繋がりませんか？

A 4 この宣誓制度は市の内部規定である要綱による制度であることから、宣誓によって新たな権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。よって現状の法律に基づく婚姻や家族制度に影響を及ぼすものではないと考えます。むしろ社会の在り方や人々の暮らしに

多様性が見られる今日においては、伝統的な家族関係に加えて、自身で選択した家族の在り方や個人の選択を尊重し、そのことに寛容な社会を目指すことが持続可能な社会 ※1の実現に必要な視座だと捉えています。

※1 現代世代の欲求を満たしつつ、将来の世代が必要とする地球環境や自然を損なわない社会のこと。

**Q 5 少子化に拍車をかける結果に繋がりませんか？**

A 5 この制度は当事者の生きづらさや不安の解消、ちがいや個人の選択に寛容な社会づくりを目的としており、質問のような御意見は性的マイノリティの性自認や性的指向から連想される誤解であると捉えています。性的指向は本人の意思で自由に都合よく変えられるものではありません。また、この制度は同性を好きになることなどの典型的とされていない性的指向を推奨しているわけでもありません。よって制度導入を理由に典型的な異性愛の方が同性愛に向かったり、出産への意識が減退したりすることは考えられず、婚姻や異性愛者のあり方に影響を与えるものではないことから、少子化を進める原因にはならないと考えます。反対に様々な家族形態や個人の選択に対して寛容になることは暮らしやすさに繋がり、子どもを持ち、育てるという判断の一助になると考えています。

**Q 6 受領証等の使い道は？**

A 6 志布志市の行政サービスや民間のサービスを受ける際に提示を求められることがあるかもしれません。また勤務する職場の福利厚生などが取組として推進されれば、受領証等の提示によりその対象となる可能性もあるでしょう。しかし提示することはパートナーであることの証明にはなりますが、同時にカミングアウトと同じ意味を持ちます。この点を踏まえて、対応する側もこの制度を御理解いただき、アウティングに注意することはもちろんですが、公平で適正な対応を心がける必要があります。

**Q 7 宣誓の手続きに費用はかかりますか？**

A 7 宣誓すること自体に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく書類（住民票の写し等）の取得にかかる費用は、宣誓する方の負担となります。